

## 建設コンサルタント業務等入札参加資格要件調整会議設置要綱

平成31年3月26日財政局長決裁

平成31年4月1日適用

### (目的)

第1条 建設コンサルタント業務等の委託契約について、入札に参加する者の資格審査の厳正、かつ、公正を図り、契約事務の適正な執行を期することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設コンサルタント業務等 測量、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務及び補償関係コンサルタント業務をいう。
- (2) 一般競争入札 岡山市建設コンサルタント業務等一般競争入札実施要綱に規定する一般競争入札をいう。

### (設置)

第3条 第1条の目的を達成するために、建設コンサルタント業務等を担当する部局に建設コンサルタント業務等入札参加資格要件調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (調整会議の組織)

第4条 調整会議は、議長及び委員2人以上をもって組織する。

- 2 議長は、担当部局の部長をもって充て、議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名する委員がその職務を代理する。ただし、部局の状況により、局長をもって議長に充てることができる。
- 3 委員は、原則として各担当部局の課長級以上の職員の中から議長が指名するものをもって充てる。

### (会議)

第5条 調整会議は、議長が招集する。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(所掌事務)

第6条 調整会議は、建設コンサルタント業務等に係る委託契約について、次に掲げる事項を審議するものとする。

(1) 一般競争入札の参加資格の確認のために設定する要件の部局内での調整に関する事項

(2) その他議長が必要と認めた事項

2 次に掲げるものについては、前項各号に掲げる事項の審議を省略することができる。

(1) 定例的なものその他類似業務の間で入札参加資格要件を調整する必要のないもの

(2) 軽易なものその他審査の必要がないと認めたもの

3 委託契約に係る予算が令達されたものである場合においては、当該予算担当課もしくは予算が令達された課の属する部局の調整会議が審議する。

(意見聴取)

第7条 議長は、必要があると認めたときは、委員以外の職員に対し、調整会議への出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第8条 調整会議の会議内容については、外部に洩れないよう秘密の保持に努めなければならない。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日財政局長決裁)

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年3月29日財政局長決裁)

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

附 則 (平成31年3月26日財政局長決裁)

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。